

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく情報の公表は以下の通りです。

1. 労働者に占める女性労働者の割合

65% (令和4年度の延べ人数で計算)

2. 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	80.5%
うち正規雇用労働者	84.5%
うちパート(無期含む)労働者	113.2%

(注) 対象期間：令和4年度事業(令和4年4月1日～令和5年3月31日)